（記載上の注意）

1　１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額を銭単位で注記すること。

2　上記のほか、銀行持株会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。

3　特定取引収益及び特定取引費用の金額は、子会社等が銀行法施行規則第13条の６の３その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用の金額について記載すること。

4　法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

5　銀行持株会社及びその子会社等の主たる事業が銀行業以外の事業である場合において、その収益及び費用をこの様式に掲げる分類により記載することが適当でないと認められるときは、当該事業を営む会社の財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、銀行業その他主たる事業以外の事業に係る収益及び費用の状態を明らかにするために必要があるときは、その収益及び費用の性質を示す適切な名称を付した科目を設け、適切な場所に記載すること。

6　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

⑵　中間連結包括利益計算書

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| 少数株主損益調整前中間純利益（又は少数株主損益調整前中間純損失） | | ×××　|
| その他の包括利益 | | ××× |
| その他有価証券評価差額金 | ××× | |
| 繰延ヘッジ損益 | ××× | |
| 為替換算調整勘定 | ××× | |
| 持分法適用会社に対する持分相当額 | ××× | |
| 中間包括利益 | | ××× |
| 親会社株主に係る中間包括利益 | ××× | |
| 少数株主に係る中間包括利益 | ××× | |

（記載上の注意）

1　中間連結包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに中間包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。

2　法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等の包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

3　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

4　その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。

中間連結損益及び包括利益計算書

〔「⑴　中間連結損益計算書」及び「⑵　中間連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| 経常収益 | | ××× |
| 資金運用収益 | ××× | |
| （うち貸出金利息） | （×××） | |
| （うち有価証券利息配当金） | （×××） | |
| 役務取引等収益 | ××× | |
| 特定取引収益 | ××× | |
| その他業務収益 | ××× | |
| その他経常収益 | ××× | |
| 経常費用 | | ××× |
| 資金調達費用 | ××× | |
| （うち預金利息） | （×××） | |
| 役務取引等費用 | ××× | |
| 特定取引費用 | ××× | |
| その他業務費用 | ××× | |
| 営業経費 | ××× | |
| その他経常費用 | ××× | |
| 経常利益（又は経常損失） | | ××× |
| 特別利益 | | ××× |
| 特別損失 | | ××× |
| 税金等調整前中間純利益（又は税金等調整前中間純損失） | | ××× |
| 法人税、住民税及び事業税 | ××× | |
| 法人税等調整額 | ××× | |
| 法人税等合計 | | ××× |
| 少数株主損益調整前中間純利益（又は少数株主損益調整前中間純損失） | | ××× |
| 少数株主利益（又は少数株主損失） | | ××× |
| 中間純利益（又は中間純損失） | | ××× |